

東京大学こども未来研究所奨学金実施要項

1. 趣旨

株式会社ダイセキからの株式配当を基に事業を行う有限会社こども未来研究所からの寄付金および株式配当を原資として、本学大学院に入学を希望する日本人学生であって、経済的支援を必要とする者を対象として、本学大学院への入学後に奨学金を支給して支援することを目的とする。

2. 採用人数

毎年度の新規採用人数は若干名とする。

3. 応募資格

東京大学大学院修士課程または専門職学位課程の翌年度4月に入学を希望する日本人学生（日本国籍以外で在留資格等が「法定特別永住者」、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」又は「日本に永住する意思のある定住者」を含む。）であり、経済的支援を必要とする者。

4. 奨学金の申請

申請者は、所定の申請書、所得等の関係書類を添えて、本部奨学厚生課に申請する。

5. 支給額

月額10万円（原則として返還の義務なし）

6. 支給期間

入学年度4月より最大2年間。

7. 採用候補者及び採用の決定

採用候補者の決定は、奨学厚生担当理事（以下、「理事」という）が行う。理事は採用候補者を決定したときは、申請者本人に通知する。

また、採用候補者が本学大学院入学後に奨学生採用手続きをとることにより、奨学生として決定したものとして取り扱う。

8. 奨学金の支給方法

奨学金の支給は、在籍確認の上、半期毎に受給者名義の預金口座に送金する。

9. 奨学金の休止及び復活

- (1) 受給者は、休学又は長期欠席（海外留学等は含まない。）する場合は、奨学金の支給を休止する。
- (2) 前項の規定により奨学金の支給を休止された者が、その事由が消失したことを証する書類を付して本学に支給の再開を願い出た場合は、奨学金の支給を再開することができる。

10. 奨学金の支給廃止

受給者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかにこれらを証する書類を本学に届け出るものとし、奨学金の支給を廃止する。

- (1) 退学又は転学したとき。
- (2) 停学の処分を受けたとき。
- (3) 学業成績が不良となったとき。
- (4) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (5) 前各項のほか、受給者としてふさわしくない事実があったとき。

11. 奨学金の返納

受給者が休学・長期欠席又は受給者としてふさわしくない事実があったときは、既に支給した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

12. 奨学金の辞退

受給者は、本学に奨学金の辞退を申し出ることができる。

13. 異動の届出

受給者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに本学に届け出なければならない。

- (1) 休学、復学又は長期欠席しようとするとき。
- (2) 住所、氏名、連絡先等その他重要な事項に変更があったとき。

14. 報告書の提出

受給者は、毎年3月に報告書を本学に提出する。

附 則

この要項は、令和8年7月1日から実施する。